

笹山縄文広場整備基本設計業務委託仕様書

1. 委託業務名 笹山縄文広場整備基本設計業務

2. 委託期間 業務委託契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

3. 事業計画の概要

(1) 広場概要

名 称	笹山縄文広場（仮称）		
対 象 地	十日町市中条上町地内		
敷地面積	I 区	約 7,100 m ²	
	II 区	約 4,400 m ²	
	III 区	約 4,500 m ²	
	合計	約 16,000 m ²	
建物延床面積	ガイダンス施設（I 区）	約 650 m ²	
	遺構展示施設（III 区）	約 400 m ²	
	合 計	約 1,050 m ²	
構造・設備等	「笹山縄文広場整備基本計画」（以下、「基本計画」という）に沿うもの。		
概算事業費	I 区	1,098,000 千円（建築・広場・展示設計費、工事費等）	
	II 区	112,000 千円（広場設計費、工事費等）	
	III 区	478,000 千円（建築・広場設計費・工事費等）	
	合計	1,688,000 千円	

(2) オープンまでのスケジュール

令和7年度	I～III区：基本設計
令和8年度～	I区：実施設計、建設工事、広場造成等
令和11年度	I区：オープン（予定）
令和12年度～	II・III区：実施設計、建設工事、広場造成等
令和16年度	II・III区：オープン（予定）
令和17年度～	IV区：基本・実施設計、工事等
令和21年度	IV区：オープン（予定）

4. 都市計画法・建築基準法等による制限

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 都市計画区域 | 都市計画区域（非線引き区域） |
| (2) 用途地域等 | 指定なし、建ぺい率：70%、容積率：200% |
| (3) 防火・準防火地域 | 指定なし、建築基準法第22条区域外 |
| (4) 高度地区 | 制限なし |
| (5) 土砂災害防止法 | 土砂災害警戒区域（イエローゾーン） |

- (6) 都市公園法 都市公園（一部）
(7) 立地適正化計画 立地適正化計画区域内、都市機能誘導区域外

5. 業務内容

設計業務は一般業務及び追加業務とし、一般業務の範囲は「令和6年国土交通省告示第8号別添一1 設計に関する標準業務」に定められる「一 基本設計に関する標準業務 イ業務内容」に準じ、以下の業務を本業務の業務範囲とする。なお、担当事務局と協議の上、業務内容を整理したうえで業務を開始するものとする。

(1) 一般業務

① 与条件の細部検討

- ア 与条件や基本計画の把握と整理
- イ 各種設計条件の整理と確認
- ウ 各種設計基準の抽出と適用の確認
- エ 現地詳細調査（建築対象物とその周囲）
（敷地境界、既存物の状況、供給処理設備、など）

② 諸施設の検討および設定（関係機関との協議を含む）

- ア 基本計画内容の整合性確認
- イ 敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定
- ウ 空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
- エ 造成基本方針の検討と設定
- オ 植栽基本方針の検討と設定
- カ 供給処理設備基本方針の検討と設定
- キ 整備水準・目標工事費の検討と設定
- ク 維持管理基本方針の検討と設定

③ 基本設計図の作成

- ア 実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成
- イ 施設計画平面図の作成
- ウ 植栽計画平面図の作成
- エ 造成計画平面図の作成
- オ 主要断面図の作成
- カ 主要施設の概略構造図の作成
- キ 供給処理設備計画平面図の作成
- ク その他必要な図面

④ 概算事業費の算出

社会標準単価に基づいた概算事業費の算出

⑤ 基本設計説明書の作成

上記検討資料を取りまとめた報告書の作成

⑥ パース図の作成

決定した内容に基づいて、対象地域全体を俯瞰した鳥瞰図及び主要施設のイメージ図を作成すること。

⑦打合せ

業務の主要な区切りにおいて、担当事務局との打合せを実施すること。なお、本業務における打合せ協議は、着手時打合せ 1 回、中間打合 5 回、最終打合せ 1 回の計 7 回以上とし、打合せ事項は打合せ記録を作成して、担当事務局に提出すること。

(2) 追加業務

①工事工程計画書の作成

②施設及び広場（Ⅳ区除く）の維持管理経費概算書の作成

6. 業務の処理等

- (1) 本業務委託は、十日町市財務規則（平成 17 年十日町市規則第 63 号）及び同規則別記委託契約条項によるものとする。
- (2) プロポーザルにおいて技術提案された内容は、本業務での協議及び打合せにより変更等を行うことがあるものとする。
- (3) 受託者は設計の実施にあたり、委託者の指示に従うこと。
- (4) 受託者は業務の適切な遂行を図るため、建築及び公園造成担当技術者と市担当者は常に密接な連絡を取り、その協議事項については記録し提出すること。
- (5) 受託者は、本業務に必要な調査及び打合せを適切に行い設計すると共に、設計に必要な資料等を作成するものとする。
- (6) 関係機関（県、市、消防署、上下水道局、電力、ガス、NTT など）と必要に応じて十分協議し、協議事項については記録し、提出すること。
- (7) 受託者は本業務で知り得た事項について、委託者の承諾を得ることなく、他に公表又は転用してはならない。
- (8) 受託者は調査及び報告書作成に際し、必要な図書資料等がある場合、所定の手続きを行った上で委託者より借り受けること。
- (9) 受託者は、貸与された関係資料を外部に漏らしてはならず、本業務の完了後、速やかに委託者に返却すること。
- (10) 本業務での設計は、建築基準法、その他の関係法令、公共建築工事標準仕様書（建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編）、土木工事共通仕様書（最新版）等に適合するように設計すると共に、必要な法的手続きを含むものとする。
- (11) 受託者は、作業の途中において市担当者が中間報告を求めた時は、速やかに報告を行うこと。

7. 業務の疑義

受託者は、業務の遂行にあたり疑義を生じた時は、速やかに委託者と協議を行い、その指示を受けること。

8. 書類の提出

- (1) 受託者は業務に着手するにあたり、以下の書類を提出すること。

①業務着手届

- ②業務工程表
 - ③業務体制表
 - ④建築士法第 24 条の 8 に基づく書面
- (2) 受託者は、上記(1)に定める書類の記載内容に変更が生じた場合、速やかに委託者に文書で報告し、委託者の承諾を受けなければならない。
- (3) 受託者は業務を完了した時は、速やかに「業務履行届」を委託者に提出すること。

9. 成果品

本業務における成果品については、「令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添一 1 設計に関する標準業務」に定められる「一 基本設計に関する標準業務 ロ成果図書」に準じるものとする。なお、担当事務局と詳細を協議の上、提出すること。

- (1) 基本設計図書(左綴じ A3 判) 各 3 部

①建築（意匠）

- ア 計画説明書
- イ 仕様概要書
- ウ 仕上概要表
- エ 面積表及び求積図
- オ 敷地案内図
- カ 配置図
- キ 平面図（各階）
- ク 断面図
- ケ 立面図
- コ 工事費概算書

②建築（構造）

- ア 構造計画説明書
- イ 構造設計概要書
- ウ 工事費概算書

③電気設備

- ア 電気設備計画説明書
- イ 電気設備設計概要書
- ウ 工事費概算書
- エ 各種技術資料

④給排水衛生設備

- ア 給排水衛生設備計画説明書
- イ 給排水衛生設備設計概要書
- ウ 工事費概算書
- エ 各種技術資料

⑤空調換気設備

- ア 空調換気設備計画説明書
- イ 空調換気設備設計概要書

ウ 工事費概算書

エ 各種技術資料

⑥昇降機等

ア 昇降機等設備計画説明書

イ 昇降機等設備設計概要書

ウ 工事費概算書

エ 各種技術資料

⑦外構・広場

ア 基本設計図

イ 基本設計説明書

ウ 工事費概算書

エ 各種技術資料

⑧パース図

ア 広場鳥瞰図

イ 施設イメージ図

(2) 追加資料（左綴じ A4 判） 各 1 部

①工事費概算書及び工程計画書

②維持管理経費概算書

③打合せ記録簿

(3) 電子納品

上記の成果物を紙媒体と合わせて、電子データとして電子媒体で提出すること。データ形式や媒体の詳細については、担当事務局と詳細を協議の上、提出することとする

10. 成果品等の提出先（担当事務局）

〒948-0072 新潟県十日町市西本町 1-448-9

十日町市教育委員会事務局 文化財課（十日町市博物館内）

TEL:025-757-5531／FAX:025-757-6998

e-mail:museum.10@city.tokamachi.lg.jp

11. 秘密の保持等

受託者は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならないことはむろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。また、情報漏えい等の事故を防止するため、セキュリティー対策に万全を期さねばならない。

12. その他の留意点

(1) 次の事項に配慮した広場及び施設の設計を行うこと。

①「大地の芸術祭」との連携

②冬季間の降雪への対応

- ③環境負荷の軽減やユニバーサルデザインへの対応
 - ④建設コスト及び施設完成後の維持管理、保全や将来の運営等を含めたライフサイクルコストの軽減
 - ⑤周辺の環境及び景観への配慮
- (2) 設計の実施にあたり、基本計画に明示された与条件等を十分に考慮した上で業務を遂行すること。
 - (3) 受託者は、委託者と十分な協議を行うと共に、委託者の指示を踏まえ、設計の実施にあたること。
 - (4) 納品後、成果物の内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正するものとし、これに対する経費は、受託者が負担するものとする。
 - (5) 本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。